

1. 議事日程（平成30年第4回北広島町議会定例会）

平成30年12月14日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- |         |  |
|---------|--|
| 真 倉 和 之 | ①中高一貫教育について問う<br>②小学校、中学校の不登校・いじめについて            |
| 美 濃 孝 二 | ①豊平病院は有床診療所にして医療難民を出すな<br>②庶民には重い負担の水道料金値上げの見直しを |
| 敷 本 弘 美 | ①児童・生徒の通学バスについて<br>②豊平地域の地域医療構想について              |
| 濱 田 芳 晴 | 次世代について考える パート26                                 |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1 番 濱 田 芳 晴  | 2 番 美 濃 孝 二   | 3 番 真 倉 和 之  |
| 4 番 湊 俊 文    | 5 番 敷 本 弘 美   | 6 番 森 脇 誠 悟  |
| 7 番 宮 本 裕 之  | 8 番 山 形 し の ぶ | 9 番 亀 岡 純 一  |
| 10 番 梅 尾 泰 文 | 11 番 室 坂 光 治  | 12 番 服 部 泰 征 |
| 13 番 伊 藤 淳   | 14 番 中 田 節 雄  | 15 番 大 林 正 行 |
| 16 番 伊 藤 久 幸 |               |              |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	中 原 健	教 育 長	池 田 庄 策
芸北支所長	清 見 宣 正	大朝支所長	竹 下 秀 樹	豊平支所長	益 田 智 幸
危機管理課長	野 上 正 宏	総務課長	畑 田 正 法	財政課長	植 田 優 香
企画課長	砂 田 寿 紀	税務課長	浅 黄 隆 文	福祉課長	細 川 敏 樹
保健課長	福 田 さ ち え	農林課長	落 合 幸 治	商工観光課長	沼 田 真 路
建設課長	川 手 秀 則	町民課長	迫 井 一 深	上下水道課長	中 川 克 也
消 防 長	石 井 雅 宏	学校教育課長	石 坪 隆 雄	生涯学習課長	西 村 豊
会計管理者	畑 田 朱 美	国土調査事務所長	堂 原 千 春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次          議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。執行部より、昨日の宮本議員の一般質問に対する答弁について、訂正の申し出がありましたので、これを許します。福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 昨日、宮本議員からのご質問に対する答弁におきまして、内容の一部について訂正と補足がございますので、申し訳ございませんが、修正答弁をさせていただきたいと思っております。昨日ご質問いただきました第5期北広島町障害福祉計画における地域生活支援拠点等の整備に関してでございます。まず、この地域生活支援拠点の定義でございますが、障害のある方が居住する施設そのものを指すのではなく、居住等に関する相談支援や緊急時の対応、地域体制づくりなど、各施設や事業所と連携をしながら、障害のある方の生活についての総合的な支援拠点とするものでございます。また、今後の計画の見通しにつきましては、現在、構想段階であることは昨日申し上げたとおりでございますが、設置場所につきましては、国の目標が、各市町村または各圏域に1か所となっており、北広島町としましては、町内に限って考えるのではなく、隣接する市町を含めた広域圏を単位として整備する方向で考えており、各市町村との協議を努めておるところでございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 訂正の内容は理解いたしました。それでは、旧町ごとにグループホーム並みの、障害者の方々が今後生活していくような施設整備はされるという答弁は、これは変更ございませんね。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 旧町単位に生活する施設の整備ということでございますが、これについては計画にはありませんけれども、障害者に限らず、高齢者の方であるとか生活弱者の方が一時的にでもそこに寝泊まりができるような方向で考えられないかということは、これから模索していきたいと考えております。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

- 議長（伊藤久幸） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて、簡潔に行ってください。3番、真倉議員の発言

を許します。

○3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。12月議会は、教育関係について、大綱2項目についてお聞きしてみたいと思います。初めに、中高一貫教育について、お伺いしてみたいと思います。学校教育法の一部を改正する法律が平成10年6月に成立し、平成11年4月から制度化された中高一貫教育は、これまでの中学校、高等学校に加えて、中等教育の多様性を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の充実ができるようになったといわれます。北広島町においても、平成13年度、芸北中学校と加計高等学校芸北分校が連携型中高一貫教育の県教育委員会の指定を受け、教員生徒間の交流や教員の乗り入れ授業などで成果を上げられております。芸北中学校からの進学率は、平成29年度で71%と高い進学率ですが、千代田中学校、千代田高等学校でも中高一貫教育補助金などを利用して、生徒の学力向上や生徒指導上の課題解決につなげ、連携教育の推進を図り、成果を上げられていますが、我が町のためにも、千代田高校を10年先、20年先もあり続けなければなりません。こうした中、県教育委員会の指定を受け、教員生徒間の交流や教員の乗り入れ授業を行い、小さな学校、でっかい安心をうたい文句に、知与塾も作られた今こそ、さらなる連携と推進を図れないか、7点についてお聞きしてみたいと思います。初めに、県内の連携型中高一貫教育の指定状況をお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 広島県内の連携型の中高一貫教育校でございますが、県内では、芸北地域、御調地域、豊栄地域、神石高原地域、安芸太田町も指定をされております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 次に、千代田中学校から千代田高校への進学率は、平成28年度、29年度の2か年においてどのような状況なのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 千代田中学校から千代田高等学校への進学率でございますが、平成28年度は38.9%、平成29年度51.1%、平成30年度52.4%でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） だんだん千代田中学校からの進学率が上がっていることについては、嬉しいことだと思いますが、千代田中学校と千代田高校が中高一貫教育の指定を受けるには、千代田中学校から千代田高校への進学率に関係があるとすれば、千代田高校の小さい学校、でっかい安心と知与塾の作られたことを千代田中学校生徒にPRし、進学率の向上に取り組むことは必要ではないか、お伺いしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 近年、千代田高等学校のPRも、千代田中学校をはじめ町内各中学校のほうに行っております。地元高校であります千代田高等学校への進学を推進するためには、高校、中学校の乗り入れ授業の実施、それから、高校の教諭によります中学生の面談指導や進路指導、また、中学校、高等学校の先生同士の情報交換や研修、クラブといった相互の指導を行っているところでございます。一貫した6年間の指導ができて、地元高校への進学者が増加することで、町全体の若者定住に将来につながっていくというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） それでは次に、千代田中学校に中高一貫教育補助金が町から行われておりま

すが、どんな内容で、どんな成果があるのかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 先ほど教育長が申しました内容と重複するところがございますけども、中高一貫の教育の補助金でございますけども、千代田中学校、千代田高校へということで補助金を出しておりますが、基本的な内容としましては、先ほどありましたように、高校、中学校の教諭が乗り入れ授業を実施をしております。それからもう一つは、高校教諭による中学生への面談、それから高校進学に備えての進路指導等を千代田中学校、千代田高校の教諭の情報交換を含め、研修あるいはクラブ活動の相互の指導を行っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁いただきましたが、29年度につきましては、主要施策の成果に関する調書で報告されておりますが、そういう詳しいことが書いてないというところについては、今後考えていただきたいというように思います。次に、県教育委員会より連携型による中高一貫教育校の指定を受けたときのメリットは何があるか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 連携型中高一貫教育校でのメリットでございますが、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員の異動、あるいは生徒の異動という連携を深めるということができます。6年間を通じて、地域に根差した学習ができますし、町が進めております郷土愛、高等学校においては、入学者選抜を面接、実技等の簡便な方法で入試を行うことも可能でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁いただきましたが、私は変わった角度からちょっと心配をしておるわけですが、芸北中学校と加計高等学校芸北分校は同一敷地内で連携もしやすく、一体感も作りやすいと思いますが、千代田中学校と千代田高校は、車の移動でも10分程度は要するのではないかと思います。一体感づくりにどういう知恵を出されるのかが、メリットの効果と評価だというように私は思っております。そういうことも踏まえて、今後の中高一貫教育に取り組んでいただきたいというように思っています。では、次の質問にいけますが、連携型中高一貫教育では、連携型中学校から連携型高等学校への入学には、入学選抜があるのかお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 連携型中高一貫教育校では、入学者選抜、入試があります。平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜の基本方針というものが出ておりますが、連携型中高一貫教育に関する選抜につきましては、広島県立高等学校学則に定める連携中学校から連携型高等学校への入学者につきましては、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜するとございます。例えば、芸北分校と芸北中学校の例でございますが、入学者選抜では、手続の際に志望理由書ではなくて、中高連携をした学習のまとめというものを中学校から出します。このまとめと調査書、小論文及び面接の結果によって、総合的に判断して合格者を決定をされます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） ただいま教育長から縷々答弁をいただきましたが、ほぼ合格されるんではないかというような気がするんですよ。そうしたときに、私が心配するのは、中学校3年生が勉

強せんようになるんじゃないかというような心配もあります。その対策は考えておいていただきたいというように思っております。続いて、連携型中学校から必ず連携型高等学校に進学することになるのか、お伺いをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 連携型入試で、議員おっしゃいました勉強が心配だという部分につきましては、例えば芸北分校の例をとりますと、中学3年生の部活動が終わった時期から、芸北中学校の生徒で、放課後、高等学校に行きまして、入学までずっと勉強しているというスタイルをとっているのが芸北方式でございます。いろんな形で、連携型の取り組みはあるようでございます。それから、今の質問であります、進学でありますけれども、連携型中高一貫教育校では、必ず進学をしなければいけないというルールはございません。他の中学校と同じルールでありまして、どこの高校へも進学を希望することはできます。今年度の芸北中学校から芸北分校への進学率は約71%でございました。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 縷々答弁をいただきましたが、千代田中学校と千代田高等学校の県教育委員会の連携型中高一貫校の指定を受けて、進学率を上げて、さらなる推進を図っていこうという連携はあるかどうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 先ほどのご質問でありましたように、学校間の距離というハンディはあると思っておりますけれども、千代田中学校から千代田高等学校へ3年間の進学率は、上昇傾向でございます。これは町が進めておりますふるさと夢プロジェクトによる、ふるさとを愛する気持ちの醸成、あるいは高等学校の支援、各補助による魅力的な学校づくりの成果が、少しずつあらわれてきている成果だというふうに考えております。今後は、この連携型中高一貫教育校の趣旨等を地域、保護者の皆様にしっかり理解を得る必要がありますし、両校職員の連携校に向けての意識の醸成が必要であるというふうに考えておりますし、これから学校と県教育委員会、町教育委員会でしっかり研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 今、教育長、大変丁寧な答弁をいただきましたが、千代田高校もこういうチラシを作って一生懸命高校のPRをしておるわけでありまして。ぜひとも、中高一貫教育の実現に努力をいただきたいというように思います。それでは次の質問に行きます。次に、小学校、中学校の不登校、いじめについての質問に入りますが、これにつきましては、昨日、同僚議員より質問がありましたが、私なりにお聞きをしてみたいと思いますし、質問が重複するところにつきましては、簡単に答弁をしていただきたいと思います。初めに、児童生徒数が減少する中で、北広島町の小学校、中学校ごとの不登校生徒数は、29年度、30年度については、昨日答弁がありましたが、28年度についての人数をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 昨日もご質問がありましたので、簡単に答えたいと思っておりますが、28年度につきましては、小学校8名、中学校4名でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁をいただきましたが、昨日の答弁、今日の答弁聞きますと、かなり不登

校生徒がおるんだないう感じますが、文部科学省は、平成31年度より全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置するということが報道されておりますが、子どもの悩みはしっかり聞いてやっていただきたいというように思います。次に行かせていただきます。学校が不登校の生徒を出さないようにするためには、何が一番必要なんだろうかということについてお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 不登校児童生徒を出さないということでございますが、今日の子どもたちを取り巻く社会環境の変化に伴いまして、不登校の背景も以前に増して多様化してきております。北広島も同様な傾向でございます。学校における相談体制、先ほどのスクールカウンセラーも含まれますけれども、また、保育所、それから小学校、中学校の円滑な接続はもとより、北広島町で言えば、例えば保健課、福祉課、それから医療機関、地域、保護者の皆さんと学校のさらなる連携を図りまして、子どもの成長を見守るという体制を充実させる必要があると考えております。また、子どもたちの自分の居場所、自分に自信を持って、安心して学べる環境というものを整えていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 教育長より縷々答弁をいただきましたが、不登校になったきっかけは何かと、私はよう考えてみるんですが、いろんなものを見ていますと、よく言われているものは、子どもが学校生活のストレスに対処する力不足を言われたりしておりますが、子どもは一人ひとり異なった悩みを持っていますが、例えば、心理的要因がある、肉体的な要因、あるいは社会的要因、理想と現実のギャップがあると言われておりますが、そういう点をスクールカウンセラー辺りでしっかり意見を聞いてやっていただきたいというように思います。次に行かせてもらいます。不登校生徒は、中学校に入って急激に増えるようですが、1点目に、中学校での学習のつまずきの解消するために、小中高の段差を低くする取り組みにどう取り組まれているのか。2点目は、不登校のきっかけが学校にある場合には、その改善点をどのようにされているのか。3点目は、子どもの持っている力を目覚めさせる取り組みをどのようにされているのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 最初に申し上げましたが、子どもたちが不登校になるという背景は、実はさまざまでございます。学力面でのつまずきもそのうちのひとつとなり得る要素でございます。特に最近では、自分を客観的に自分を見るという能力、ちょっと難しい言い方では、学校では、メタ認知能力というふうな言葉を使っておりますけれども、周りの友達と自分を比較するようになる。小学校高学年から中学3年間におきまして、いろんな人間関係、先ほど最初に申し上げました学習面、それから家庭での人間関係、さまざまでございます。こうしたケースは、学校に登校可能な児童生徒には、担任以外の教員が、別室にて個別の進捗状況に合わせた指導を行う支援をすべての学校で行っております。教員の配置の数にもよりますけれども、おおむね中学校は、このような対応をとっております。また、北広島町では、登校が難しい児童生徒に対しましては、教育委員会が適応指導教室というものを設置いたしまして、これは、固定的な場所ではございません。町域が広うございますので、学校の近くの公民館等も使ったりしております。学校とは違う場所で、学校復帰のための個別指導を行っております。もう一つ、本年度からの取り組みでございますが、広島県が、学力フォローアップ事業の指定というのを、学校

が受けております。小学校低学年の段階から、学習のつまずきなどを把握して解決する指導方法等に係る実践的な研究を進めて、その成果を町内の小中学校で共有をしていくというものでございます。これは本年から始まったものでありますので、まだまだ成果等は具体的にはありませんが、取り組みの一つとして紹介をいたしました。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 通告はしておりませんが、今答弁をいただいたようなことの中で、再度掘り下げてみたいと思いますが、答弁いろいろいただきましたが、不登校の原因は、友達関係、あるいは先生との折り合いが悪いなど言われますが、これは不登校の原因ではなく、私はきっかけであるというようなものがいろんなものを見てみると書いてありますが、不登校には、学習面でのつまずき、人間関係づくりが苦手であることが多く、中学校では、進路の多様化で将来への迷いや不安、保護者の過保護や無関心があると言われますが、いずれにしても、子どもに自信を取り戻させることが一番だと思いますが、教育長の考え方をお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 議員おっしゃるとおりだと思っております。まず、自分がしっかり自信を持って、最終的にはいろんな目標を持つということになりますけれども、この取り組みがかなり時間がかかったり、ほとんどの場合が個別の事象が違いますので、取り組みを続けて、粘り強く継続をしていく必要があると思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 教育長から縷々答弁をいただきましたが、不登校新聞というのが出されております。この新聞をとって、何で子どもが不登校になるのかというようなこともいろいろと新聞を読んでみますが、やっぱり不登校する子どもの悩み、あるいは親の悩み、学校の悩みなど、いろいろとこれに書いてあります。やっぱり不登校しとうてしよるわけじゃないわけでありますので、どがあして学校に行かせてやるかなということが大事だと思っております。縷々答弁いただきましたが、次の質問に行きます。東京都三鷹市では、施設分離型の小中一貫教育を実施されております。小学校と中学校を兼務する人事も実施、相互に教員が乗り入れる授業など行われ、結果として、不登校の子どもを大きく減らしたと報道されていますが、北広島町ではどういう取り組みをされておるのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） いわゆる中1ギャップと言われるように、中学1年生から不登校が増える傾向は北広島も同じでございます。小学校と中学校の円滑な接続というのは大変重要であると考えておりますし、先ほども議員おっしゃいましたように、小学校、中学校の教員の人事異動の交流も、北広島は他の市町村と比べれば多いほうだというふうに認識をしておりますし、町内の4中学校すべてにおきまして、小学校との連携は十分にとっております。具体的には、年に数回、校区内の6年生が中学校を訪れる。また、中学校教員による授業や部活体験をする。学校によりまして、終日中学校に滞在し、中学校の給食まで体験するという学校もございます。それから同一敷地内の学校は有効でありますので、大朝中学校、豊平中学校は同一敷地内でございますので、特に豊平小中学校では、教科の中で中学校教員が小学校で授業を行うということもやっておりますし、千代田中学校では、中学生が小学校を訪れまして、小学生の学習支援ということも行っておりますし、先輩として、中学校はこんなものですよということを小学生

に話すという取り組みも行っております。三鷹市の取り組みの例をご質問いただきましたが、北広島町におきましても、可能な限り中1ギャップを軽減をして、生活の不適合が起きないように取り組みを進めていておりますし、これからも続けていく予定でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 教育長から、ただいま縷々答弁をいただき、非常に前向きな取り組みをいただいているなということで、一つは大きな安心を持ちましたが、平成29年度の全国の学校で発生したいじめ件数は、過去最多を更新したと報道されています。中でも、小学校でのいじめの認知件数が増えたと報告されていますが、これは、小中学校への不登校へとつながっていきます。不登校という社会問題を、子どもの個人問題にしてはならないと思っております。子どもは深いダメージを受け、いじめ防止法が定める重大事態は増加していると言われますが、北広島町のこういう実態はどうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 昨日の答弁と重複をいたしますが、もう一度繰り返して答弁申し上げます。平成25年に成立をいたしましたいじめ防止対策推進法におきまして、いじめの定義と見直しが図られました。それまでは、いじめの芽やいじめの兆候と表現されていた事象に対しても、それもいじめであると、いじめを積極的に認知することを、文部科学省から見解が示されたところでございます。併せまして、いじめの認知件数の多い学校は、それだけ教職員の目が行き届いている証であるという見解もでございます。これがすべてではないとは思っておりますが、しっかり子どもに関わることが大切であるというふうに考えております。北広島町におきましても、文部科学省の見解に沿いまして、積極的な認知に努めております。平成28年度以降の各小中学校のいじめ認知件数は、それまでの3倍というふうになっております。これは、学校現場の教職員の意識の変化の表れであると思っておりますし、数が多いということでもありますので、また、その撲滅にしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） いじめの実態について、教育長から丁寧な答弁をいただきましたが、いじめの実態を受けている子どもは、親や担任にその実態を知られたくないと感じ、言わないといわれます。同じ痛みや苦しみを経験したことのない先生は分かってくれないと感じて、言わないといわれますが、学校が、君のことを守るという姿勢をもっと打ち出すことはできないか、お伺いしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 平成28年4月に改正自殺対策基本法に基づきまして、SOSの出し方に関する教育というものが進められることになりました。これはすべての児童生徒を対象に、地域の皆様も巻き込んで、自分を大切に、他人を大切にするという自尊感情の涵養と、辛いときは、信頼できる大人に助けの声を出しなさいという具体的な技術を、身に付けさせることをしているものでございます。町におきましても、本年度、各校におきましてアンケート調査、児童生徒への全員面談、このSOSの出し方、自分に大切にしてほしいこと、辛いときには周囲の大人に頼ってもいいんだよというメッセージを発信するとともに、どのような手段で、どうやってSOSを発するかを含めて、身に付けさせるように努めておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。



- 3番（真倉和之） 今、答弁いただきましたので、これで私の質問は終わりたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 次に、2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。昨日までの答弁を踏まえ、豊平病院の問題について質問をいたします。3年前、豊平病院を無床診療所にするとの町長の方針に対し、住民の反対運動と齊和會の協力で病院が継続しました。常勤医師も配置され、外来患者、入院患者も増え、住民は安心して暮らしていました。ところが、それから3年も経っていない9月28日、突然、再び豊平病院を無床診療所にするとの説明に住民は驚き、猛反発し、白紙撤回を求めました。その後、町は11か所で説明会を開いたものの、住民の不安、疑問は解消されませんでした。にもかかわらず、町長は方針を変えず、この12月議会に無床診療所にするための議案を提出しています。これを強行するなら、豊平の人たちが今後安心して暮らすことができなくなるだけでなく、合併した北広島町にとって、将来にわたって大きな禍根を残すことになるかと危惧し、無床診療所の見直しを求め、町長の所見を伺います。最初に、町長が町の憲法と位置付け、昨年2月に制定したまちづくり基本条例を守り、豊平病院問題に取り組んでいるか、伺います。まず、町長は、豊平診療所関係条例は、まちづくり基本条例第18条のまちづくりの重要な条例と考えているかどうか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 豊平病院、診療所関係条例は、住民生活に大きく影響する条例に該当すると考えております。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そうであるならば、第18条で、町は、まちづくりの重要な条例を制定または改廃しようとするときは、住民の参加を図るように努めなければならないと規定し、町作成の条例解説では、住民に大きく影響する意思決定については、その過程を随時公表するとともに、意見公募、パブリックコメントなどにより住民意見を求めるとしています。大事なことは、町が意思決定する前に、住民参加の手続を行うよう規定しているのです。この条例第18条を守って、手続を行っているかどうか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 北広島町立病院診療所経営健全化委員会を、平成29年度3回、平成30年度は7月と11月に開催をし、経過や方針等を説明をしているところであります。この委員会に地元代表として、豊平地域、芸北地域の住民の方にも委員になっていただいております。また、議会では、全員協議会等で経過を説明してきたところでありますし、豊平地域の地域医療を守る会の役員の皆様にも経過を説明したところであります。また、最終的に、豊平地域の住民説明会を11会場で開催をさせていただいたところであります。そちらで皆さんのご意見等もいろいろ聞かせていただいたところでございます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 説明はしたんです。しかし、この18条は住民参加を求めているわけです。解説でも、意見があれば広報、区長文書、ホームページその他で公表する。そして最終的に、さっき言ったパブリックコメント、正式にご意見を聞いて、そして返していくと。こういう手続が必要であるということが、この18条の趣旨であります。結局説明しただけであります。これでは、この条例を守っているとはとても言えません。条例を守らず、独断で決めて、突然発表する。さらに住民の疑問に答えず、意見や疑問も公表しない。このような町政運営はまち

づくり基本条例に反しているのではないか。これが町長のいう、協働のまちづくりの姿なのか。再度伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今説明しましたように、11会場では説明会を持たせていただいて、いろんなご意見もいただき、そこで回答できるものは回答させていただき、また、そうでないものについては、いろいろとそれ以降検討させていただいたところでもあります。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 検討しているところだと、途中なんですよ。途中の段階で決定をして、決定を押し付けているわけです。9月28日の住民説明会や11月22日の全員協議会において、町長は無床化について、議員の大多数が賛成と発言して、驚きました。何を根拠に議員の大多数が賛成といったのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 8月の全員協議会で、次の指定管理者の選定については、町が考える診療所の目指す姿により近いところであり、目指す方向性に行かない、財政的に負担が少ないところを選ばせていただきたいことをお伝えをいたしました。9月25日の全員協議会では、豊平地域の地域医療を将来にわたって維持していくためには、無床診療所の選択しかないという町の方針をお伝えし、議員の皆さんから無床診療所に転換する際の、住民の方の不安を軽減する施策を検討する宿題はいただきましたが、基本的な方向性としては、無床診療所での合意をいただいたものと認識をいたしました。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 合意をいただいたと言われますが、9月25日の全協では、明確に賛成した方は1人、方向性を支持するのは1人、今の判断もあり得るとの発言は1人だったため、町長は会議の最後に、賛否両論あったが無床しかない。賛成の意見もあったと締めくくりました。これが事実であり、賛成多数ではないことは、議員誰もが知っています。それでもなぜ大多数、過半数が賛成と住民に言えるんですか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） この9月25日の全員協議会では、豊平病院に勤務をしている職員のこともあるんで、基本的な方向性をできれば出させてもらいたいという中で説明をさせていただいて、議員の皆さんから、いろいろのご意見をいただいたところでもあります。今、美濃議員からも紹介がありましたが、賛否両論ありました。そうした中で、私が一緒に議論したわけですが、賛成の方の意見も多かったというふうに思いました。基本的な方向性としては、無床診療所ということで進ませてもらいたいということで、最後お話をし、そういうことでよろしいでしょうかという確認をさせていただいた中で、反対意見がなかったということで、賛否両論はあったわけですが、そういうことで進ませてもらいますということで、締めくくらせてもらったというのが現実であります。そのときも議論になりましたが、最終的には12月議会で決定するものであるんで、そのことも承知おきをしていただきながら、基本的な方向性をそこで判断をさせていただいたということでもあります。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 町長が自分で、賛成多かったかなと思うのは自由であります。しかし公表するのが間違いです。さらに最後に、反対意見はなかったと言いますが、決はとらないというの

が約束でした。ですから、それはとっていない、反対意見、質疑討論とかいうものじゃないわけです。それは町長の勝手な言い分です。これは議会を無視した暴挙です。そして、ここから町長の暴走が始まりました。11月13日、病院職員への意向調査の文面に、副町長名で、平成31年度から無床診療所として豊平地域の医療を持続的に確保することとしております。指定管理者は医療法人明和会へ移行することとしておりますと明記しています。間違いはないでしょうか。さらに無床で、指定管理者は明和会と、いつ、誰が決めたのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 内容につきましては、おっしゃられるとおりでございます。決定したということにつきましては、答弁させてもらっていると思いますけれども、最終的には町長のほうが決断したということでございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 町長が決断したと、それだけです。これを公表するに当たっては条例改正が必要で、議会が決めない限り決まらないのではないかと思います。まちづくり基本条例第25条は、町議会の役割についてとして、北広島町的意思決定機関であり、町の執行機関の重要な政策について議決する権限と、町政運営を監視する機能を持つと明確に述べています。副町長名の意向調査は、この条例25条に反しているのではないかと、伺います。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 現在の指定管理者との協議の中で、町に従うという了解を得ました。職員のほうからは、それまでも、方針が出たら早期に説明をしてくれ、情報提供を早くしてくれということを求められておりました。31年度からの町の方針ということで、職員の皆様にはお話をさせていただいたところでございます。議会の議決が必要であることは、職員説明の中で、口頭で伝えさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 議会の議決が必要だったら口頭、その他は文書、それはおかしいです。間違った情報を職員に伝えることは、職員を混乱させてしまうと思います。このようなことは、賛否の問題ではなくて、議会との二元代表制という憲法でも保障された基本原則を全く無視したやり方です。どんな言い訳をしても、到底納得はできません。今回の豊平病院の問題について、町長が、繰り返しますが、憲法と位置付けるまちづくり基本条例に規定した手続を行っていないのです。そうであるなら、町長は、今回の2議案を取り下げ、町民と議会に謝罪すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） まちづくり基本条例は、住民と町の協働により地域が抱える課題の解決や地域の実情に応じたまちづくりに取り組む町の憲法と位置付けているものであります。豊平地域の持続した医療確保は重要課題であり、議会や豊平地域の地域医療を守る会、住民説明会等において、説明をさせていただいたところであります。今回、無床診療所の方向性を示したことで、豊平地域の方が豊平病院の入院機能がなくなることに對し、不安を感じておられることは重く受け止めております。豊平地域の医療を持続して確保するための2議案の上程でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今もありました。説明はした、説明だけです。反発が大変ありました。不安

は多くなる、これを受け止める。ならば見直すべきです。取り下げないようですので、住民の皆さんが不安、疑問に思っている点について伺います。豊平には、唯一の医療機関は豊平病院しかないため、住民の皆さんは、病院の存続は無理でもせめて有床診療所にしてほしいと強く願っています。なぜ、有床診療所なのか。日本医師会の有床診療所に関する検討委員会、平成23年6月に出した中間答申では、1つに、少子高齢化が進行し、独居、高齢者世帯の増加等が見込まれる中で、かかりつけ医として、自ら入院、医療に対応できることは、今後の医療において極めて有効であるとし、2つ目とし、医療不足等により病院の集約化が進み、在宅医療の重要性が高まる中、有床診療所は病院とともに、外来、入院、在宅、そして終末期からみとりまで一連の医療を実践する重要な役割を持つこと。3つ目として、地域の医療供給体制を支え、病院への集中や勤務医の過重労働の軽減に寄与しているとし、そのための課題として、有床診療所が今後とも地域において、その機能を十分に発揮し、永続的に役割を果たしていくためには、有床診療所の理念を医療法に明確に示すべきとしています。この答申を見ても、病院の存続が困難な中山間地域の医療機関として、有床診療所は今後極めて有効な機関であるとのことですが、町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。日本医師会の中間答申及び平成29年度に出されております有床診療所委員会答申におきましても、議員おっしゃるとおり、地域包括ケアシステムを進めていく上では、有床診療所は重要な医療資源であり、大きな役割があることが明記されていることは認識しております。しかしながら、全国的に有床診療所の財務状況は悪化し、看護職員などの人材確保の課題を抱えていることもあり、年間400施設以上のペースで有床診療所が減少している実情もございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 重要だが減っていると。まさに減ってるんです。2万5000あった有床診療所が8500ぐらいになった。何でか。国の施策だからです。国が入院基本料や診療報酬をどんどん下げていく。病院との格差を付けていく。そのことによって運営できなくなる。だから医師会は、医療法にきちっと掲げるべきだとしているのであります。今回の無床診療所化に対する不安、疑問はたくさん挙がっております。まず、交通問題、千代田や安佐市民病院にどうやって行くのかということです。これについて、先日の一般質問で町長は、豊平診療所発南回りの本地経由で、通院、見舞いの方の交通を確保すると断言しました。もう決定したのでしょうか。そうであるなら、誰が運行し、どういう交通か、直通なのか、料金、便数、4月から運行できるのか。町の負担は、いくらになるのかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 診療所への形態転換に併せての豊平地域の方の医療を確保するための交通手段の確保でございます。今現在考えておりますのは、診療所を始発とし、豊平千代田線の南回り、本地経由により千代田地域の病院へ通院や見舞いに行ける交通手段を確保したいと考えております。予算的には、現在のところ600万程度かなとは試算しております。千代田地域の診療所に代わるというところで、診療所の部分で、整形外科等がある千代田地域の医療機関に通える手段の確保ということで、毎日とはいかないと思いますが、週3回ぐらいの回数で、朝昼ぐらいの便数で通う手段が確保できるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） ということは、まだ決まってない。構想の段階だということです。これでは誰も安心できません。まだ決まっていない。次に、安佐市民病院や安佐医師会病院、仮称ですが、どうやって行くのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 安佐市民病院、また新しい安佐医師会病院についての送迎についてでございます。安佐市民病院等への交通手段の確保につきましては、従来の公共交通をご利用していただくことをお願いしていきたくてでございます。先ほどの答弁の中で、ちょっと漏れてるところもあるんですが、やはり基本的には、豊平診療所への外来受診をお願いしていきたくてところはございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 安佐市民の問題は従来、現在は広電しかありません。便数も限られ、時間もかかります、お金もかかります。さらに連携を強める、これは、豊平病院が無床診療所になるから、さらに必要になってくるから言ってるのであります。独自の交通手段が必要だと考えますが、町は全く考えていない。交通手段については、千代田も安佐市民も今の段階では、はっきりしたものがないということが明らかとなりました。これでは皆さん安心できないんじゃないかと考えます。また、先ほど整形の話がありました、整形がなくなったら、どこに行けばいいのかなど、不安の声も上がっています。今年の外來患者は、1日平均122人とのことですが、11月25日の全協で、保健課長は、医師1人で1日25人、医師が2人いる雄鹿原診療所でも1日42、3人とのことで、今の外來人数をこの診療所で対応するのは難しいと答弁をいたしました。そうならば、診察してもらえない残りの80人は、どこへ行けばいいのかお答えください。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 残り約80人はどこに行けばよいかということについてでございます。豊平病院の10月の外來患者数、1日平均、今議員おっしゃったように、平均122人でございます。122人のうちインフルエンザの予防接種の方が1日平均7人程度いらっしゃいますことと、併せてリハビリにいられた方も診察をされますので、その方が1日平均約30人いらっしゃいます。雄鹿原診療所の例を、私のほうが全協のほうで伝えさせていただきましたが、もし2診体制という形になれば、50人程度の外來診療ができるのではないかと考えておりますので、単純計算でございますが、約35人程度の方が、今の体制では難しいのではないかとこのところは思っておりますので、先ほど申しましたところの交通の確保でございます。千代田地域への病院へ通院していただく体制を作っていくことで医療を受けることができない人が出ないように取り組んでいきますし、また、診療につきましては、外來診療が2診体制でできるよう、先だって協定を結びました広島市と広島市立病院機構との連携の中での医療スタッフ確保につきまして、こちらのほうで取り組んでまいります。併せて県、市へも強く要望し、2診体制のほうを体制できるような形で要望しているところでございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今の豊平病院に通う方々も、病院に来るまでにやっとこさ、時間をかけて、便数の少ないバスやホープタクシーに乗ってこられ、さらに千代田へ片道2、30分かけて通わざるを得ない。そういう状況になるわけです。病気を持った人が片道、いろいろありますで

しょうが、1時間以上もバス等に乗っていかないと通えない。さらに帰りもかかる。便数もはっきりしない。こういう状況では、とても安心できることにはならないと考えます。もう一つ、先日の町長答弁で、安佐市民病院を退院し、自宅に帰るのが不安な方には低料金で泊まれる施設を2階に確保すると言われました。しかし、この施設は、生活支援ハウスとのことであり、夜、看護師はいない。医療保険もきかないとのことです。そこで伺いますが、年齢に関係なく利用できるのですか。食事は提供されるのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 住まいの確保についてでございます。年齢につきましては、おおむね60歳以上の方としております。併せて食事のほうについてでございます。基本的には、生活支援ハウスは、自立を主体としておりますので、調理はできる方とっておりますが、配食サービス等の事業もございますので、そちらの利用も可能だと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 大事なことは昨日も説明がないんですよね。誰でも泊まれる、安心して下さい。職員もおりますので、夜も対応できます。いいことは言う。しかし、60歳未満の方は利用できないんです。自炊です、基本。配食といいますが、朝昼晩、毎回配食になるのかどうか。全然明確ではありません。この支援ハウスは、自分のことは自分でできるというハウスであり、具合が悪い方、自立できない方は、とても泊まることもできません。町長は、回復期の方を受け入れるかのように説明しますが、全く違う施設であることは明らかです。夜、具合が悪くなっても看護師がいない。にもかかわらず、こんな説明で町民を感わせていいのですか、町長に伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 他の施設もありますんで、当直の者がおります。看護師ではありませんけども、当然、そういった救急対応、異変があったときには、対応はできるというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 救急対応はどこでもできるんですよね。自宅にいても。そうではなくて、回復期にちょっと苦しいが何かしてくれよと、どうしたんだろうと、これが回復期の不安な患者さんの思いであります。これができないことが明らかとなりました。さらに町長は、有床は1億円かかる、無床になっても5000万円かかるからと、無床で指定管理料がゼロだから明和会に決めたいとおっしゃられています。しかし実際には、町雇用でもう1人の非常勤医師を雇えば約1000万円以上、さらに交通手段で、先ほどの説明では600万程度かかる。こういうのが実情です。ゼロだから、何もないということではないということははっきり言えます。さらにかかるかも知れない。保健課長の話では、芸北の無床診療所には、一般会計から平成30年度で5600万円を一般会計から繰り入れているとのことですが、間違いないでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 平成30年度の診療所への一般会計の繰り出しでございます。5936万7000円でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ちょっと増えました。5936万。芸北には6000万円ぐらい出せても、

人口が芸北の1.5倍の豊平には、なぜお金が出せないのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 豊平病院が診療所へ形態変更したという場合におきましては、外来診療、それからリハビリは引き続き行うこととしておりまして、診療所の医師がかかりつけ医として、安佐市民病院の医師を紹介していくという体制は、継続してまいるということにしております。併せまして、在宅診療、支援診療所として在宅への訪問診療、訪問看護にも取り組んでまいる。また、入院機能の確保につきましては、町内の病院、それから安佐市民病院の受け入れに併せまして、今後は、現在安佐市民病院の北館のほうへ整備される予定の医師会病院においても受け入れていただく体制をとっていくというふうに考えております。豊平の住民の方の医療につきまして、診療所がかかりつけ医の機能を持って、町内、近隣の医療機関と連携を守っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） かかりつけ医のことが言われましたが、豊平の人口は3400人であります。1人か2人か分かりませんが、1人であるならば全員が診られるのか、芸北は2300人ぐらいです。そして、何か副町長の答弁は、議論を聞いておられるのかと。交通問題がはっきりしないのに、町内の病院、安佐市民病院ということはまだ言われてます。お金を出せないのかというのが私の質問であります。再度お願いします。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 昨日も答弁の中でお答えさせていただきましたように、近年は、一般会計の財源が、非常に不足しているということも一つの原因には挙げられます。ただ、これから先、ずっと病院、有床で診療所を運営していくことにつきましては、なかなか財源的にも難しい問題もありますので、その辺については、出せないということではなくて、長期展望に立ったときには、無床の診療所にしていくのが一番いいだろうということで、町長も決断しておりますので、そういったことをご理解をいただければというふうに思います。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 初めて、お金は出せるという話がありました。出せるのであれば、住民が今、有床診療所を求めているわけですから、きっちりと答えればいいじゃないかと思えます。次に行きます。11月22日、全協の資料で、10月22日の広島圏域地域医療構想調整会議について記述しています。この会議には、北広島町からどなたが出席していますか。また、会議の目的と内容及び町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） この会議の目的でございます。この会議の目的は、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議を行う場でございます。調整会議の委員でございます。委員は、広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会の構成員が基本となっております。医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町の担当課長など、総勢60名でございます。10月22日の会議におきましては、地域医療構想の実現に向けて調整会議における議論の活性化について、県のほうからご報告があり、協議事項として、平成30年度広島圏域地域医療構想調整会議の取り組みについてと、併せてもう一題として、広島圏域北部地域の公立公的病院の機能分化、連携の促進について協議をしました。北広島町から

は、私保健課長が出席しております。広島圏域北部地域の公立公的病院の機能分化、連携の促進につきましては、安佐市民病院の建て替えについて着工までの時間的な制約もあり、北部病院部会、これが地域調整会議の下部部会となっております。北部病院部会で承認されていることを踏まえ、今後策定される定量的な基準での見直しを検討することを条件に、この再編計画を了承されたということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 経過はありましたが、町長の所見は、聞くことはできませんでした。ここにそのときの資料があります。昨日町長は、必要病床数は県が出したのではなく、8月に町が19床といったからと答弁しましたが、地域医療構想は、国が全国で33万床減らすために推進しているものであります。この資料によると、各病院の入院患者延べ数を患者の住所地別、性別、年齢階級別に分け、それぞれの人員、人数に人口推計の人口増加率を乗じて算出した患者数を根拠に、それぞれの病院の機能と病床数を割り出したものとしています。その上で、10月の調整会議では、安佐医師会に病床を移設しても、2025年の豊平病院には19床必要としているのです。8月に北広島町が申告したからだけではありません。その後、無床方針が報道されても10月には19床としているのであります。さらに11月19日の県議会、生活福祉保健委員会において、共産党の辻県議が、豊平病院の無床診療所化について質問しました。これに対して、福永医務課長の答弁は、次のように言っています。無床診療所化について、医務課長は、44床をゼロにするということであれば、当然、医療需要にどうやって対応するのか懸念される。現時点、これは11月19日ですが、現時点では豊平病院19床という案と答弁しています。さらに医務課長は、広島圏域地域医療構想の狙いは、住み馴れた地域で安心して医療が受けられる医療体制を作っていこうということであり、医療難民が発生しないよう、適切に助言、指導していきたいと答弁しています。また、先週12月6日、私は医務課長と直接意見交換した中で、19床は、この調整会議で合形成成されている。安心なしにゼロにすることは、考えられないとはっきりとおっしゃられました。まさに、安心なしに無床にすることは考えられない。当たり前のことです。にもかかわらず、交通も受診体制も極めて不十分、確定的なことの説明もない。とても安心できる状況にはないのが現状です。県も医療難民が出るのではないかと危惧していることに町長はどう思うか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） まず、最初に豊平現病院、今度診療所とさせていただきたいということですが、そこから千代田地域へのバス、これについては町の方針としてやると、4月から始めるということでもあります。ただ、美濃議員は決定してないというふうに言われますが、31年度の予算の中で決定が最終的にされるものだというふうに思っております。町の方針としては、やるということの方針は決定をしておるところであります。それから、県のほうの医療構想の中で19床が出されているのは、昨日答弁させていただいたように、8月時点で、町の方針としては、診療所ということの方針を決定させていただいたということで、その中では、まだ有床診療所、無床診療所という決定はないわけでありまして、19床ということで、県のほうに提出をしたものであります。それが、その公表された数値となっているということですが、私も公表されたときの県のほうの説明があったようでありまして、議事録を見せていただきますと、豊平病院については診療所に転換するという方針を打ち出している。無床の診療所も視野に入れて地元説明会等しているところだが、病床数については、まだ流動的など



ころもあるので、資料上は有床診療所の最大値の19床として整理をしているという説明を加えて、資料を出したということでもあります。そういうことでもありますので、基本的には町が出したものが、そこに載っているということでもあります。国の方向とか、県の方向としては、病床数は縮小していくという方向でありますので、国の方針としてはですね。そういうところはありますけども、町としてはそういう形で出していく。今日、議論になっておりますけれども、この12月議会で決定すれば、その数値を改めて報告をさせていただくということになると思うっております。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 交通問題やると言われましたが、以前は、法的な課題があると言ひ、その解決の方向もはっきりと示されない。やるんだと、やるんだと言われても、現在の状況、これらの経過を見ると、きちっとした説明がない限り安心はできないんです。住民はみんなそう思っています。ですから、今、19床の問題がありました。県も言っているように、安心なしにゼロは考えられないということでもあります。その保障は、交通問題であり、それは費用の問題もどうするかあり、そして、みんな行けるのか、医療難民が本当に起きないのか。これがなくなると安心なんです。全く、今日の質問いくら聞いても安心できる状況にはない。決意はありますが、方向がない。予算は決まらないと言えない、ここでは予算が決まらないと言えないと言っているのに、無床診療所にするには議会が決めなくてもやれるようにいう、何ということか、こういうふうにしたい。予算の組み替えについても600万かかるが、こういうことだからかかるとはっきりと言うべきであります。町長であれば、次に進めます。11月22日の全協で、町長は、必ずしも住民に理解してもらっていない。しかし将来、豊平の地域医療を守っていくためには、無床診療所の選択しかないと言いました。理解されていないなら、しっかり理解されるまで話し合うことが、まちづくり基本条例の精神です。それが無いのに、来週には無床診療所にする議案が採決されます。住民の理解のないまま、万一採択されれば、その時点で豊平の医療は破壊され、医療難民を生み出すことになるのじゃないか。一旦無床になれば、再び病床を取り戻すことはできません。豊平の将来の医療を守ると言いながら、今の医療も将来の医療も破壊しようとするのが、町長が進める今回の無床化なのです。そこで伺いますが、住民に理解してもらっていないのなら、強引な町主導の運営を改め、もっとしっかり意見を聞き、納得するまで話し合うのがまちづくり基本条例の精神であり、協働のまちづくりの原点ではないか。そのためには一歩立ち止まって、一年かけてでもしっかり話し合うべきではないかと考えます。町長の所見を伺いますが、そして場合によっては、このまちづくり基本条例第19条に規定された住民投票を実施すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今、議員は、豊平の医療は破壊されるというふうに言われましたが、どうして豊平地域の医療が破壊されるのでしょうか。無床診療所しかない地域では、医療が破壊をされているのでしょうか。現に本町でも、芸北地域で立派に地域医療を守っておられます。本当に一生懸命頑張って地域医療を守っておられる方にも失礼だと思っております。豊平地域の医療を持続し、確保するための無床診療所への転換であり、将来にわたり医療を提供していくために、この選択しかないと考えております。これまでの個々の病院完結型医療ではなく、これからは、少し広い地域で医療機関ごとに、役割や機能を分担した地域連携型医療により地域医療を守っていかなければなりません。無床診療所になっても、豊平の診療所を拠点に、隣接す

る薬局や近隣にあります歯科医院、介護施設などとも連携し、医療、介護、福祉が連携し、地域を支えていく地域包括ケアシステムを展開してまいります。豊平地域の医療を将来にわたって守ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。議案の取り下げや住民投票の実施は考えておりません。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 豊平の医療が破壊される、これは、私だけではありません。住民の多くの皆さんが心配をしているんです。その思いを今言ったわけです。町長は、そうではないと決め付けますけれども、それだけ自信を持って言えるのであれば、住民を説得できるじゃないですか。なぜ説得できないんですか。そんなにいい医療を将来にわたってできるというのであれば、きちっと説明をすればいいじゃないですか。それがこの条例の趣旨であり、町政運営の要じゃないかと思うんです。芸北診療所のことで失礼だというふうに抗議されましたが、6000万円も出してるんですよ。出していて、そして地域の皆さんが一生懸命応援している、だからできるんです。このまま豊平の例えば診療所になったときに、住民の人たちは本当に心から応援したいけれども、できるのかということが心配です。この間、町は、何年かしたら無床になるからと言いますが、県内のほとんどの公立病院は赤字で医師不足です。何年かしたら病院が継続できないから無床診療所にするのか。そうではありません。どこも必死で病院を守っているんです。豊平病院は有床にして長く持たせるよう、行政と住民が頑張ることこそが必要なんです。さらに施設の有効利用のことも言われました。押し付けるのではなくて、2、3年どのように活用できるかと住民と指定管理者、行政が一緒になって考えればいいじゃないですか。住民の命と暮らしを守り、安心していける希望と勇気を与えるのが町長の責任です。それを奪い、絶望させることが、住民の負託を得た町長の仕事ではありません。まして今後、地域づくりや公共施設の3割削減など、行政と住民が協力していかなければならないことがたくさんあります。このようなときに、今回のように、住民や議会を無視した強引な町長の町政運営を認めれば、今後の協働のまちづくりに住民の協力は得られなくなり、進めることが困難になるんじゃないか、大変危惧します。これからの北広島町のまちづくりを行政と住民が力を合わせて乗り切るためにも、今回の豊平病院の無床化はきっぱり断念し、有床化に向けて、住民の意見をしっかりと聞いて進めるべきだと強く求めます。次の質問に移ります。水道料金の問題についてです。今議会に平均11.8%もの水道料金値上げの条例が提案されています。昨年度、旧水道事業と旧簡易水道が統合され、北広島町の約半分まで広がりました。今回の値上げ率は平均11.8%ですが、加入者の4割にも当たる一般家庭が主として使用する月11トンから30トンの値上げ率が14.3%と最も高く、12社しか該当しない1001トン以上が5.6%の値上げと、大口利用者の値上げ率は大幅に低くしています。なぜ、大口利用者と比べ、庶民の水道料金を大幅に値上げしたのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 水道料金のことについてのご質問でございますので、上下水道課からお答えをさせていただきます。今回の水道料金の改定につきましては、地方公営企業法により独立採算の原則に基づきまして、本町の水道事業の健全な運営を維持継続し、安全で安心な水の供給を行うために、適正な料金収入の確保について検討する必要があるために、北広島町水道料金等検討委員会を設置し、9名の検討委員の方々に、4回の会議によりご検討いただきまして、町へ提言を行っていただきました。その提言を受け、料金単価の決定につきましては、

日本水道協会が策定しております水道料金算定要領及び料金改定業務の手引きの考えに基づいて行っております。その中では、1 m<sup>3</sup>当たりの単価は、水使用の多い少ないにかかわらず均一であるべきとする考えが基本とされております。使用者が限られた水道事業における受益者負担の原則を徹底して基本料金や単価を適切に設定をし、使用水量が少量のご使用者の方々にもコストに見合った負担をお願いするとともに、料金体系は全体的に平準化するという提言の方針によりまして、料金単価を設定しております。このたびの料金改定では、少量使用区分につきましては、10 m<sup>3</sup>から50 m<sup>3</sup>の単価を税抜きで1 m<sup>3</sup>当たり140円から150円のところを160円の1つの区分に、それから多量利用区分の500 m<sup>3</sup>以上のところにつきましては175円から180円のところを190円としておりまして、水量の多いところの単価が安いということではなく、全体を上昇させた改定としております。お手元にお配りしております水道料金計算例のように、水道料金を算定しておりますので、大口利用者の方も水量区分では、それぞれ基本料金、それから10 m<sup>3</sup>から50 m<sup>3</sup>、50 m<sup>3</sup>から100 m<sup>3</sup>などの区分の料金単価も含まれた上で500 m<sup>3</sup>や1000 m<sup>3</sup>の区分、それぞれの単価により積算した料金をいただいております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 説明ありましたけども、まず検討委員会、公募されたんでしょうか。委員は、それと、均一化ということ言われました。フラット化とも言うと思いますけども、なぜ、少量使用の水が安くて、たくさんのところが高いのかと言いますと、使用水量が多くなるほど、単価が高くなるという逓増制料金というのは、生活に必要な分については単価を安く設定しようという考えです。全国の水道事業者を調べた結果、経営工学研究所の調査がありますが、1トン当たりの最高単価を最低単価で割った平均逓増度は1.58で、都市部は高いんですね。広島市は3.9、平成24年になっています。高いんですね、他のところは。随分と、北広島町に比べて。ところが北広島町は1.33と全国平均1.58より低く、既に平準化、フラット化が進んでいるんです。ですから、大口利用者の負担はもう軽くしてるんです。さらに、これを少量使用者についても上げようというのは、これは間違いです。さらに大口利用者の料金は安いんです。県内で2番目に安い。これは県内市町の501トンから1000トンの単価を日本水道協会が発行する水道料金表、平成29年度4月1日現在を参考に比較しますと、最低は、竹原市の1トン当たり税込みで175円、最高は尾道で438円、北広島町は安いほうから2番目で189円になっています。ですから、第2回検討委員会では、委員から、企業等の多量水量料金の県内比較はあるのかと質問がされましたが、会議録によると、事務局は、多量部分の取りまとめは行っていないと答えています。大事な質問に答えず、資料も出さないようでは、真剣に議論しておられる委員に失礼であるだけでなく、提言をそのまま受け入れることはできません。これらを見ても、北広島町の水道料金は、大口利用者に重い負担をかけているとは言えないのではないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 水道料金等検討委員会の委員の選定につきましては、各地域の代表の方から推薦をされた方及び町内の各団体から推薦をされた方及び学識経験者計9名の委員によって検討していただきました。それから単価の件につきまして、既にフラット化されているというふうに言われましたけれども、基本は均一料金ということですので、水道料金の単価につきまして、均一化を目的に平準化を図っていくためには、単価の区分につきましては、

安価な区分と高価な区分を近づけるということになりますので、安価な区分の上げ率は、高価な区分の上げ率よりも高くなるということは致し方はないというふうに思っております。それから、多量水量料金の県内比較の資料の件につきましては、検討委員会の中では、料金収入の水準を一定程度上げるには、生活用にお使いの多くの方々の料金水準の比較を主に考えられておりましたので、10m<sup>3</sup>、20m<sup>3</sup>、30m<sup>3</sup>の水道料金の県内比較表の提出を行っております。多量使用者の県内比較については、資料提供は行っておりません。なお、県内の市町での水道料金の比較につきましては、先ほど議員おっしゃられました単価をまとめたものはございますが、使用水量ごとの、例えば、500m<sup>3</sup>とか1000m<sup>3</sup>使用の場合を比較したものはございません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 委員会の公募は、まちづくり基本条例に書いてあるんです。審議会等は公募しよう。これも忘れておられるんじゃないかと。さらに大口料金については、それ比較してない。比較してません。だけど、全部これを調べて、何トンがいくらかと調べれば、私が調べたらこうなったわけです。こういう一番大事な問題について、上下水道課は丁寧に資料も出していく必要あるんじゃないか。これがされていない。次に、基準外繰り入れについては、ちょっと金額に間違いがあったので除きます。次に行きます。水道料金は、庶民にとって生活するため、生きていくために欠かせないインフラです。年金は下がり、現役世帯も給料は上がらないのに、物価高で暮らしは苦しくなるばかりです。さらには、来年10月には消費税が2%増税されようとしています。こういうときに、北広島町の半分の住民に重い負担をかける今回の水道料金値上げの条例は、まちづくり基本条例の重要な条例に該当するんじゃないか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 今回の北広島町給水条例の改正につきましては、水道料金の改定を行い、将来にわたって安全で安心できる水道水の供給を行うため、水道事業の健全化を図るものとして提案をさせていただいております。議員おっしゃられますように、住民の皆様が生活していけるためには、欠かせないライフラインであります。まちづくりについての重要な条例に該当するものとは思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 重要な条例と思っておられる割には、従来の手続と同じようにされているのは残念であります。そうであるなら、今回の値上げの改定は見直して、もっと議論を進めるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 現在、一般会計からの基準外繰入額は、平成29年度が1億200万円となっております。現行の料金体系によります料金収入での見込みですと、平成31年度は1億4000万円、平成32年度は1億1500万円と、昨年度よりも多額の基準内外を含めた繰り入れを一般会計から行わないと、水道事業運営の継続はかなり厳しい状況になってまいります。独立採算の原則に基づいた健全な運営を行うためにも、平成31年度から新料金による事業運営を行うため、本定例会での提案をさせていただいているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 値上げは、絶対だめだとは言っていません。なぜ大口だけ安いのかということを行っているわけです。フラット化はかなり進んでおり、さらに大口利用者の料金は県内で2番目に安いんですから、企業にも適切に負担してもらい、庶民の暮らしを守ることが、地方自治法第1条の福祉の増進を役割とする北広島町の仕事ではないのでしょうか。庶民に重い負担をかける今回の水道料金値上げに対し、もっと住民に説明し、まちづくり条例の重要な条例ということですので、それに沿いながら、きちっと公表、パブリックコメントを行いながら、理解が得られるようにすることが必要です。今回のこの不公平な値上げについては、きっぱりと見直すよう求め、質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで美濃議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。1時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 40分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開いたします。次に、5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。先に通告をしております大綱2項について質問をいたします。平成17年2月1日、旧4町が合併をし、現在、町内には小学校9校、中学校は、私立を入れ、5校となりました。合併後は、中国地方一の広さを擁し、冬場の雪道は、通学が困難な地域もあり、児童生徒の通学手段には十分な配慮が求められます。本年4月、北広島町ネウボラてごてごがスタートしたことは、とても画期的なことであり、この事業の目的は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をすることです。年齢は、ゼロ歳から18歳とされております。4月1日に更新をされました福祉課のページには、次のように記されておりました。ほっとできる環境で子どもがすくすく育つ町を目指し、子育て家庭を支え、地域の宝であり、未来の北広島町を作っていく力となる子どもたちが健やかに育つまちづくりに取り組んでいる。子育て家庭を支えると明記されていたことは、とても心強く感じました。近年、各中学校でのクラブ活動の取り組み、その成果はすばらしいものがございます。千代田中学校では、昨年、サッカー部が県選手権大会で優勝し中国大会へ、陸上部も全国大会に出場しております。大朝中学校においては、バレー部、卓球部が頑張っており、豊平中学校では剣道で成績をおさめております。また、雪の多い芸北中学校ではスキーが盛んであり、私立新庄中学校におきましても、剣道、テニス、野球と頑張っています。中山間地域で文武両道に励んでいる児童生徒の頑張りは、教諭、保護者、地域の皆様の支えが大きな力となっていることでしょう。町合併後、通学区域弾力化の実施により、特徴ある学校の選択ができるようになったことは喜ばしいことでもあります。町条例には、通学の利便性及び部活動等学校独自の理由で転校したい場合で、教育委員会が認めた場合とありました。自宅から学校まで遠距離児童生徒の通学バスに関して、保護者の精神的経済的負担はないだろうか。安心して通学ができる環境、保護者の

負担軽減がなされるよう強く願い、以下の質問をいたします。先日、小学生、中学生のバス通学対象人数を伺いました。距離の規定は、小学生が4 km以上、中学生は6 km以上となっております。自宅から学校まで6 km以上ある中学生が、いただいた資料を見ますと、89名ということで書かれてありましたけれども、間違いございませんでしょうか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議員おっしゃいますように、6 km以上の生徒については89名で間違いございません。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） となりましたら、この遠距離6 km以上の対象が、中学生は89名町内にいらっしゃるということで、この89名のうち、バス通学を望み、定期券をもらっていたが、自転車通学に変更した生徒はいないか。いれば、またその理由も併せて伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） そのことにつきましては、教育委員会としては把握をしております。また、各中学校に問い合わせをしましたところ、該当はないということでございました。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 今教育委員会としては把握をされておらず、学校に問い合わせても、そういうふうなことはないとおっしゃられました。私も、このバスの定期券のことは、議員になりまして、すぐ担当課にご相談内容を持っていかせていただいたり、また、企画課のほうに行かせていただき、お話をさせていただいてきました。先月、バス定期券のことを調べて、地域の保護者の方が10件程度調べて、我が家に1冊のノートを持ってこられました。全部は読む時間がございませんので、若干この中を紹介させていただきたいと思うんですけれども、Hさん、これご兄弟が陸上部、バレー部にいらっしゃる方です。定期は持っているが、活用されていない時期のほうが多かったということと、次に、定期は持っているが、使えないので返却をした。次に、定期はあるけれども、使えないので返却をした。保護者が送迎していくことが、習慣になっている。また、次の方が定期はもらっていたが結局利用しておらず、使わないのなら返却をするように学校側に言われて返却をした等々まだまだあるんですけれども、このように調査をされて、ノートを我が家に届けてくださった保護者がいらっしゃいます。もし、このバスの通学定期をもらって、バス通学を望むけれども、できていない生徒、発行していらっしゃるということですので、学校側にもう一度調査をしていただきまして、きっとこのような状況は、この地域だけではないのではないかと思いますので、しっかり調査をして、今後の対応も考えていっていただきたいと思います。続きまして、冬場、徒歩及び自転車通学が困難な児童生徒に対し、通学距離が規定の距離に達していなくてもバス通学の申し出をした場合、通学補助は出るのかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 距離に達してなくても、バス通学の申し出をすれば、通学補助が出るかということでございますけれども、通学費補助に関する規則というのもございます、その5条の補助の特例により、通学補助を交付している場合がございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） ちょっと分らなかったんですが、その補助に特例をしているものに関して

通学補助を適用しているということによろしいでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 具体的に申しますと、1点が身体障害者手帳を持っている方、2点が事故及び疾病によって、徒歩あるいは自転車で通学が困難な場合、3点目が冬期積雪でバスの利用をしなくてはならない児童生徒、それから4点目でございますけども、学校の統合に伴いまして、交通機関を利用することを条件に定めた地域、5点でございますけども、その他、徒歩、自転車で通学をする場合に、危険な状況が予想される場合ということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 分かりました。この中の積雪となる場合、冬場、申し入れがあった場合には、バス通学の補助が出て、バスで通学することができるということで間違いないでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） これは地域が決まっております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） もしよろしければ、その地域、決まっている地域を教えてくださいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） この地域は、志路原、上石、下石等でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 冬場の積雪が多い場合、申し出をした場合は、通学バスが下りるといふふうには聞いております。現に新庄地域の男子中学生の保護者の方とお話をさせていただきましたが、昨年でも今年も冬期の時期は、3月辺りまでホープタクシーの送迎で通わせていただいているので、とても助かりますとおっしゃられておりました。芸北地域は、この積雪等のある豪雪地帯に町内の中でも一番値をするのではないかと思います、芸北地域はそこには入らないのでしょうか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 少し言葉が足りませんでした。あと、申請等ございましたら、それに伴いまして、町が判断をさせていただいて許可をするという形になるかと思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 今日朝、雪が降っておりました。今から、その積雪の時期にもなりますので、各小学校、また保護者にこの積雪、多いとき、通学が困難な場合、申請をして決定になれば通学バスの補助が出て、バス通学ができるということを、周知徹底をお願いしたいと思います。続きまして、夏場の期間、18時過ぎ、千代田中学校の道路脇には、長蛇の車両を目にすることが多々ございます。恐らくクラブ活動を終えた子どもの迎いの車両と認識をしておりますが、間違いないでしょうか。また、このような状況は、他の中学校ではないかを併せて伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議員おっしゃいますように、クラブ活動の迎え等の車が多いということでございます。しかしながら、できるだけ校内で乗り降りをしていただくようお願いを

しているところでございます。また、他の学校においても、長蛇の車両の列があるという状況はございませんけども、子どもの送り迎えについてはございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） このような状況が、恐らくここ最近始まったのではないと伺っております。このような状況は、長年続いているのでしょうか。また、保護者、地域の方から、改善の声は上がっていないかを伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） このような状況が長年続いているかということでございますけども、こういう状況は長年続いております。生徒を迎えにこられた保護者の車は、道路脇に車を止めないように、先ほど言いましたように、校内で車の乗り降りをしていただくように、学校のほうから保護者にも通知をしておるところでございます。そして、以前はそういう苦情等もありましたけども、最近は、保護者や地域から、改善等の声は聞いておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 先ほど申し上げましたのは、交通の定義、危ないからという意味もありますけれども、保護者が迎えにいかないといけない状況が、続いているというところの改善は、考えられたことはないのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 確かにそういう状況はございます。中学校のクラブ活動は、教育課程外ではございますが、大切な教育活動の一つというふうに考えております。そういった面からも、保護者の迎え等を含めて、いろいろ改善をしていかにやいけんところはあろうと思っておりますけども、今のところは現状ということで、改善をするようなところにまでは至ってないということでございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） このような状況が続いていて、把握をしていながらも、今のところは、改善をすることは考えていらっしゃるということでした。これクラブ活動が終了後、保護者の負担がなく生徒が帰宅ができるよう、バス時間等の検討も、これまでご相談を何度か企画課、また担当課にさせていただきました。その折に、バスの再編計画の折に考えて検討していきますとか、業者とクラブ活動終了後、乗って帰れる時間帯はないか検討いたします等々お話をいただいていたのですが、このバス時間帯の検討はされてきたのか、また、今後検討されるのか、されていらっしゃるいましたら、その内容を伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） バスの時間帯を検討してきたかということでございますけども、今年度、公共交通機関の見直しということで、企画課のほうで見直しを行ってきたところがございますけれども、その中で、敷本議員がおっしゃいますところの、バスの時間帯というところについても検討しておられます。一つは、学校にその時間帯等について、見直しが必要かどうかということも意見等を求めて、考えていただいているところでございますけども、バスの時間帯には、乗り継ぎの問題やら、あるいは一般利用者の問題等、いろいろな課題がありまして、今現在は、今までと同じという形になっているということでございます。以上でございます。



- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 現状は変わらないということですが、この問題、恐らく改善されない限りずっと続いていくと思いますので、しっかり協議、検討をしていただくように求めます。続きまして、指定学校の変更申し立てにより、現在、大朝地域から千代田中学校に5名、また、千代田地域から大朝中学校に1名の生徒が通学をしていると伺っております。合併後、平成26年11月までは通学バス定期は全額支給をされておりましたが、廃止をされました。廃止された理由を伺います。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 本制度による通学補助については、県内で本町だけということ、それから小中一貫教育を推進していること、保護者や本人の希望により、遠方の学校を選択していることから、通学補助の交付はしないこととしました。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 今答弁いただきましたけれども、県内で通学区域弾力化によって学校選択をした生徒に、通学バスの補助を出しているのは、県内北広島町のみとおっしゃられました。それが通学バス定期を、これまで補助していたのを廃止をした理由とおっしゃられました。これも先日お伺いをしました通学区域弾力化によって、学校選択で地域以外の中学校に通っている生徒の人数をお聞きをいたしました。通学バスの補助が出ている平成26年には、大朝地域から千代田中学校に4名、豊平地域から千代田中学校に1名の5名でした。ここまでは、通学定期の補助が全額出ていると思います。平成27年、これは大朝地域から千代田中学校に1名のみです。平成28年も大朝中学校から千代田中学校に2名のみ、平成29年は、大朝中学校から千代田中学校に3名、本年平成30年は、千代田地域から大朝中学校に1名、大朝地域から千代田中学校に5名の計6名でございます。今年度は、補助金の1割カットの実施もされました。これは私も賛成をいたしました。学校選択をし、それぞれの学校で頑張っている生徒のバス補助の廃止は、痛みを義務教育の中学生バス補助に当てるのかと思うと、あまりにも悲しくなります。昨日の一般質問、学校教育に対する教育長の児童生徒に対する思い、守り育てていくという思いも伺いました。ぜひ、再びこの子育て世代を支えるための、中学生バス補助を考えていくべきではないかと思いますが、教育長の答弁をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 平成26年、改定をしたわけですが、関係学校、また庁舎内さまざま検討してまいりまして、先ほど課長が申し上げた理由で廃止といたしました。確かに義務教育は無償という言葉もございますが、学校選択によって、それもすべて、子どもたちの通学費を出すというのは、非常にバスの運行の、例えば頻度の多い地域とそうでない地域もございますし、さまざまなことを考えまして、このような決定をしております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 教育長の答弁は、先ほどの学校教育課長の答弁のそのままとおっしゃられました。先ほどの学校教育課長の答弁は、他の市町、広島県内どこもこのバスの定期補助を学校選択をした生徒にはしていないということで、廃止をされたということでありました。しかしながら、人数も二桁に上るわけではございません。1名の年もございます。また今年がここ近年で、人数的には一番多い6名となっております。本当に我が北広島町は、この4月からネウボラ事業もスタートいたしました。ネウボラ事業というのは、子育て世代を支える事業で

ざいます。3年間のバスの通学定期の補助というのは、子育て世代にとってはあまりにも大きな負担がかかると思います。もう一度、町の条例で廃止をされたわけでございますので、もう一度検討していただきまして、指定中学校を選んで、そちらで頑張っている生徒に対して優しい、そういう取り組みをお願いをしたいと思いますが、再び答弁お願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 先ほど教育長のほうから答弁をさせていただきましたように、県内では通学補助がないということ、それからもう一つは、保護者、本人の希望であるということで、今現在では、通学補助については交付をしないということで考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 現時点では、この通学補助を出す考えはないということを教育長、または学校教育課長からもお聞きをしました。とても残念なことです。また、この通学バスに関しては、引き続き継続質問をさせていただこうと思います。最後の質問になります。安心して通学できる環境を整えるべきだと考えます。これまでの質問等の中からも、本当に児童生徒が安心して通学ができる、また、保護者の負担なく通学ができる環境を整えるべきだと考えます。そこで、スクールバスの導入の考えは、町としてはないのかを最後に伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） スクールバス導入の考えはないかということでございますが、今年の6月の議会でも答弁をさせていただきましたように、地域の移動手段の確保の重要性を考えましたときに、巡回バスを利用させていただいて通学することが、財政的にも有効であるというふうに考えております。そのため、今のところ、スクールバスの導入については考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 恐らくそのような答弁が返ってくるのではないかと感じておりました。このスクールバスなんですが、隣の島根県の邑南町も平成16年に合併をして、それこそ北広島町より山間部です。羽須美村、石見町、瑞穂町、この3つが1つの町になった邑南町でございます。子どもたちの通学手段をお聞きをしてきたんですけれども、ここは旧瑞穂町、石見町、羽須美村に中学校が1つずつありまして、その中学校から、まず、授業が終わって1便、小学校向けに回っていく1便を出し、次はクラブが終わって1便、高校生向けに出していく便、中学校を中心に2便ずつスクールバスを出しているということを伺いました。これ児童生徒だけではなく、一般混乗型のスクールバスとして、一般の乗客も乗っていただける、そういうバスを出しているということを伺ってきました。そのときに詳しいことまでちょっとお聞きをする時間がなかったので、どういう形でそのスクールバスを導入を考えられたのか、どのぐらいの費用が要るのか等々、今後またしっかりお聞きをし、引き続き、このスクールバスの件も継続質問をさせていただくことを申し上げ、1点目の質問を終わります。続きまして、2点目の質問に移ります。豊平地域の地域医療構想について。平成37年、2025年には団塊の世代の方々が75歳以上に、人口の3割以上が65歳以上の高齢者となり、医療や介護を必要とする方がますます増加すると推計されております。現在の医療、介護サービスのままでは十分対応できず、平成37年を見据え、限られた医療、介護資源を効率的に活用するため、1、病床機能の分化及び連携による質の高い医療提供体制の整備。2、在宅医療の充実をはじめとした地

域包括ケアシステムの確立。3、医療・福祉・介護人材の確保の施策に関する方向性を示す広島県地域医療構想を、県が策定しております。先日、広島県健康福祉局地域医療構想担当の方と話をさせていただく機会がございました。今後目指す地域医療のあり方を伺ったところ、限りある医療、介護資源を効率的に活用するため、病床の機能の分化及び連携による質が高く切れ目のない医療提供体制の構築と、地域包括システムの確立を一体化に推進すること、病气やけがの治療をこれまでは一つの病院で行い、完結をしておりましたが、これまでの病院完結型の医療から、地域全体で治し、支える地域完結型の医療へ転換することで、身近な地域での医療、介護サービスを受けられる体制を整備し、住み馴れた地域で暮らし続けることができる医療体制が求められている。各市町の医療が30年、40年続いていくためには、早めの取り組みが重要になると将来あるべき医療、介護提供体制の構想を伺ってまいりました。本年8月、全員協議会にて、平成31年度以降北広島町豊平病院のあり方についての説明、協議がなされました。9月末には町長、担当課長による住民説明があり、その後、地域別の説明会が行われました。指定管理の病院となり3年を経て、経営等総合的な見直しの時期であります。大事なことは、豊平地域に長く、質の高い医療を提供し、安心して生活できることであり、そのための説明がなされたと思いますが、住民の方々に、町が示す医療構想は、十分に伝わったのだろうか。9月定例議会が終わると同時に、豊平地域の住民の皆様から、何度も何度もご連絡をいただき、その都度、足を運ばせていただいております。皆様が不安に思われている多くの声は、豊平病院がなくなるのは困る。手術後、回復のためどこで過ごすのか。中には、現在の病院の建物自体がなくなると思われていらっしゃる方が複数おられました。特に高齢者の声をお聞きするたび心が痛くなり、だからこそ豊平の地域医療が長きにわたり存続するためにも町職員、住民の皆様、そして議員一人ひとりが真剣に考えなければと痛感をいたしました。身近な地域で医療、介護サービスを受け続けていくことができなくなれば、困るのは地域住民の皆様であります。安心して住み馴れた地域で医療、介護サービスを受け続けていくため、今定例議会最終日には、それぞれが責任を持ち、よき方向へと結論を出すことが求められております。以下、皆様からいただいた多くの声から、本日は一般質問させていただきます。一般質問の初日、また昨日、本日の午前中と、この豊平病院の関係の質問が多々ございました。答弁も同じような内容になるかとは思いますが、丁寧な答弁を求めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。初めに、本議会提出議案第102号において、町民の健康保持に必要な医療を提供するため、国民健康保険法第82条第1項の規定に基づき、町立診療所を設置するとありますけれども、診療所の形態は、有床診療所か無床診療所かを伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 診療所の形態は、無床診療所でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 今、町長の口から、診療所の形態は、無床の診療所とございました。本年10月22日、広島圏域地域医療構想調整会議が行われました。構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ、機能分化、連携もしくは転換について協議、平成37年を見据え、担うべき医療機関としての役割と、広島市からは広島医療圏北部地域における公立公的病院の機能分化、連携の促進について提案があり、現豊平病院については診療所の方向性と明記をされております。そこで、次の質問に移ります。診療所移行の案として、広島県に提出をされたのはいつか。また提出をされた内容、有床、無床診療所両案を出し

たのかを伺います。

- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 有床診療所、無床診療所を出したのはいつかということでございます。有床診療所または無床診療所への移行について、検討中の段階の8月時点での町からの案でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 本年の8月時点で有床診療所、無床診療所としての案として出されたということをお聞きをいたしました。県の資料に記載をされている病床数の編成案には、回復期19と明記をされていました。住民の間では、県は19床残すと言っているではないか。なぜ、町は反対するののかとの電話が、我が家にも何本もかかってまいりました。これは町が提出した案の一つとして県の資料、回復期19と記載をされているのか。県の資料も見させていただきましたが、案と書かれてありましたが、詳しい説明を求めます。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 広島圏域地域医療構想調整会議に提出された資料につきましては、広島医療圏北部地域公立公的病院連携会議から提出されたものでございます。安佐市民病院の建て替えを契機として、北部地域の公立公的病院、安佐市民病院、J A吉田総合病院、安芸太田病院、北広島町豊平病院の4つの医療機関でございます。の再編ネットワークの取り組みについて、協議してきたものを取りまとめたものでございます。議員おっしゃいますように、病床削減だけを協議してきたものではございません。先ほど説明させていただきましたように、この医療機関の中での連携、再編のネットワーク、併せて限られた医療資源を効率的に活用できる病院連携のセーフティーネットを構築していくということについても、協議をしてきたところの資料でございます。この会議では、県はオブザーバーとしての参加となっております。この会議の病床は、先ほど申しましたように、8月時点で本町から提出した案でございます。他の病院につきましては、それぞれの病院から出された案でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 説明を伺いましたところ、案として出されたとはっきりおっしゃられました。だから、これが、県が19床しなさいと示したのではないということ、県はオブザーバーということは、議決の権利がないということですので、県が19床やりなさいと残したのではないということを確認をいたしました。住民の皆様から、本当にお伺いする中で、多くいただいた声の一つに、町はなぜ今回、急に診療所に変更を考えたのか。あまりにも強引ではないか。そのようにおっしゃられる方もたくさんいらっしゃいました。段階を経て有床にして、無床にすることはできないのか。そのようにおっしゃられる方もいらっしゃいました。私も3年前、町の病院から指定管理になったいきさつ等々、いろんな方にお聞きをしたり、また、資料見させていただいたりしました。この3年前から、恐らくいろんな計画等々、診療所等々の計画も立てられていたのではないかと思いますので、3年前、町立病院から指定管理の病院となりましたけれども、地域医療存続を考え、診療所の考えはこの時点ではなかったのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員、時間がまいりました。答弁を許します。町長。
- 町長（箕野博司） 3年前は常勤医師が1名となり、医師確保ができないことから、地域医療の存続のため無床診療所への形態変換を考えておりましたが、平成28年度から指定管理者制度による病院運営となったところであります。もう時間がないということでもあります。このたび

の診療所への形態変更ということではありますが、これまでの個々の病院完結型医療ではなく、これからは、少し広い地域で医療機関ごとに役割や機能分担した地域連携型医療により、地域医療を守っていかなければならないと考えております。豊平地域の地域医療を持続し、確保するための無床診療所への転換であり、将来にわたり医療を提供していくためには、この選択肢しかないと思っております。無床診療所になっても、豊平の診療所を拠点に隣接する薬局や近隣にあります歯科医院、介護施設などとも連携して、医療、福祉、介護、これらが連携し、地域を支えていく地域包括ケアシステムを展開してまいります。豊平地域の医療を将来にわたって守ってまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 時間になりましたので、以上で質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで敷本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をいたします。1時55分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 46分 休憩

午後 1時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開いたします。次に、1番、濱田議員の発言を許します。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。次世代について考える、今回がパート26でございます。内容は、豊平病院についてでございます。3年前まで、私もそばまつりの実行委員長をやっておりましたが、その当時、そば名人高橋さんと再々話することがありました。これは長笹の地区へ住んでおられたわけでございますが、3年前に九州に移転されました。このとき一杯飲んじゃ私に、豊平は寒い、交通の便が悪い、買い物の便利が悪い、医療の便が悪い、こういう言われました。それはどういうことかと言うたら、うちの家内は免許を持っておらんので、わしにもしものことがあったときには長笹へ住みにくいと。九州のほうから勧誘もあったわけですが、3年前に九州へ行かれました。そのとき、豊平病院にはどういうことが起こったかというたら、内科の先生がおられない時期でありました。私も高橋名人の名言を活用して、内科の先生を何とかならんかいうて、ここで一般質問したのを覚えております。それから以後、天野先生が来られたわけですが、内科の医師も確保されて、少しずつ患者も増えていきました。その当時、執行部も議会も喜んだのを覚えております。がゆえに、この当時、新しい機械MRI、それから手術室等を新しくして、これは設備でありますので、設備投資もせにゃいけんでやったわけですが、何の疑いもせんこう、ええことよええことよいうて、私も手を叩きました。先生も部門を増やしたりして、少しずつ患者も増えていったんだが、こういうこともひっくるめて、適正規模というのを、後ほどまた私も説明しますが、適正規模のようなことを少し間違っただんじゃなかろうかと。風呂敷を広げ過ぎたんじゃなかろうかと。これは、私自身が自問自答しとるわけです。執行部はどうか知りませんが、私自身は自問

自答しとる。でも国保の病院でありますので、入院ベッドもあり、診療科目も増えて、みんな心の安らぎである病院と認め、安心しとったところではありますが、9月の議会で町長は無床の診療所にしたいと、3者の応募はあったようでございますが、これを完全に公募はしてもらったと思っておりますが、その中から選んだのが、医療法人明和会に指定管理を移行したいと発表されました。それから、豊平公民館で守る会の主催で説明会があったわけですが、この当時は、町長と天野先生と意見の食い違いがあったように私も見守ってた、黙っちゃおりましたが、あったように記憶しております。それから守る会としては、やっぱり病院を続けてほしい、有床のベッドが欲しいということで、署名運動されました。町と議会のほうに約1万名の署名を集められて提出されました。その当時、この議会は、たまたまではありますが、議会報告会というのを4つのエリアで始めました。このときの内容の中に、千代田会場では、1億円ぐらいの管理料はかかっても、病院がない豊平地域のことでありますので、有床の診療所になったらよいのではないかという意見が、千代田エリアの有識者の方からもありました。芸北でも患者が増えてきているので、豊平病院は残ったほうがいい。それから豊平会場では、当然有床を求めた喧々諤々の声でありましたが、大朝においては、角度を変えて、介護6次計画のときに、やすらぎ、ゆりかごが増床したときに、それから後、介護職員がずうっと不足気味であると。今回、今度は豊平病院のほうにそういうようなを増床する計画が上がったときには、介護職員が不足気味になるのではなかろうかという意見もありました。7次計画への増床することの不安であったんだろうと思います。以後、守る会では豊平の議員と一体になって、各議員のところを診療所の必要性を訴えて、守る会は行動されております。それから、やっとな町長は、12月の議会で全員協議会があって、ここで無床の診療所にしたいということを表明されたわけでございます。ここまでは、最近になって書いた思いぶりじゃありません。全員協議会があったときには、ここを書いておりました。そこで、まず1点目の質問をさせていただきます。天野クリニックに対して、新しい機械、手術の整備、診療科目の増やし過ぎ、適正規模を超えたのじゃなかろうかという冒頭のところで言いましたが、私も農業経営を人を雇って、40年間ハウスの中で花の苗を作って経営をしております。規模を拡大するときには、思い切って私も規模拡大をして、が、できるだけ早く償却をしながら、償却資産を増やさないようにして経営をしながら、次世代へ私はバトンを渡しております。このことから考えて、冒頭で申し上げた機械の整備、手術室の整備は、これは当然病院でありますので、古くなれば新しいものに変えるということは、当然のことであろう思うんですが、天野先生に期待をし過ぎて、その都度議会へ報告された内容も患者も増えてきたと。いろんな数字が上がってくる中で報告を受けたんで、私たちも、皆さんはどうか知りませんが、私自身はいいことよのういうて、ずうっと思っておりましたが、無床にしたいという発表されたときに、3年間で結果を出されるということが、手を広げたものを3年間で結果を出すということがよかったのか悪かったのか。私自身は自問自答しております。こここのところを執行部はどのように考えたのか、まずお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 3年間で結果を出すのは無理があったのではないかということのご質問に回答させていただきます。町は、今年3月の全員協議会におきまして、指定管理者制度導入後の契約期間3年間だけでは、期間が短過ぎ、今後の運営体制見直しなど行うには判断が難しいため、指定管理期間を更新し、継続して契約する考えであることを説明させていただいて

おります。併せて、そのときに、現在の指定管理者には、経営改善計画の提出を条件としているということをお伝えしているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 今説明があった内容については、議会のほうにも提出されておられませんし、口頭で聞いただけだと、私自身は記憶しております。私は、適正規模を民間が考えた場合と国保の病院で考えた場合は違うと思います。民間だったら、職員も全部自腹で雇って、何もかも自腹で全部雇って経営するのが民間の手法だろうが、国保の病院は、そういうことにはなっとらん。千代田のエリアで議会報告のときに、有識者の方が1億円ぐらいの管理料出しても、地域を考えた有床の診療所でよいのではないか。守る会も同じ考え、署名も約1万人の署名を出されました。議会も受け取りました。町長は、この署名をされた守る会の運動に対して、どう答えていったのか、どう答えていくのか、答弁を求めます。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 近隣の医療機関に有床診療所、無床診療所を打診をしたわけでありましたが、打診した一医療機関及びコンサルの結果、今後の人口構成や医療需要などから、有床診療所とした場合、期間が限定的であり、年々事業損失額が増えていくものであると判断をいたしました。これまでも繰り返し説明をさせていただいておりますけれども、合併特例加算の減額などにより財政状況も厳しくなる中で、将来にわたり財源の確保は困難であるということで、総合的に検討した結果、無床診療所への形態変換をせざるを得ないと判断をさせていただいたところであります。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 経営的に、いろんな方面の例を参考に研究したところということでございますが、無床の診療所計画で、利益の出る出ないは、天野先生の場合は出んかったんで何とも言われませんが、患者を増やす方法とすれば、内科とか整形外科があつて、患者が増えてきとるようにずうっと保健課の報告を聞いてきております。今度は無床になったときに、この患者さんはせっかく期待を込めて豊平病院へ行かれよったんだが、今度はどうされるんであろうかと思うわけでございます。今では、管理予定者の計画の中にはどうなっているか、まだ詳しいこと聞いてはおりませんが、芸北でも前任者の質問の中に5、6000万は予算化して、しっかりした先生が2名ぐらいついとるということでありましたが、診療科目をしっかりと示していただきたいと思いますが、ここら辺りはどのように考えておられるんでございませうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 診療科目をということでございます。現在、次期指定管理者から聞いておるところでは、内科のところは診療科目としてあるということです。一般質問でも、その都度説明させていただいたとおり、北広島町が、医療スタッフの派遣ということで、安佐市民病院からの医師を派遣を強くお願いしているところがございしますが、その中で、併せて内科と整形外科のほうの医師派遣のほうを今安佐市民のほうにもお伝えさせていただいているところでございます。内科につきましては、できれば在宅医療に熱心な医師に来ていただきたいということも県にも伝えておりますし、広島市のほうにもお伝えさせていただいているところでございます。併せて、質問の中で、外来の患者数が増えているというところがございました。実際V字回復で外来患者数は増えておりますが、入院患者のほうは、なかなか目標のところまでいってなかったというところもございします。しかし、とても現指定管理者頑張っていたら

いるところは、こちらとしても評価しておるところでございます。その中で、質問の中で、利益が出ないのであればというところを今言われたと思いますが、今回、3医療機関に無床診療所の場合は、どのぐらい収支のところを聞いたところ、約2400万円ぐらいから1億円ぐらいまでの赤字が無床であっても見込まれるという回答はいただいておりますので、なかなか無床でも厳しいというところはございます。予算化していくかというところ、費用についてでございます。安佐市民病院からの医師派遣につきましては、保健課のほうで予算化していく予定でおります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 今の質問の部分は、これは私が通告した時点では、まだ報告を受けとらなんだんで、指定をされるところが無床で来るというと言われるのに、内科の先生とか整形外科がよって連れてこられると思っておりましたが、今回の一般質問で、安佐市民と連携をして、そのほうから確保するというところでございますが、それについては、別途予算がかかると思いますが、ここら辺りはどのように考えておられるのか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 安佐市民病院からの医師の派遣に係る費用でございます。そちらのほうは予算化してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） ここら辺りは、別途予算化するそうでございますが、そうやって一つ一つ積み重ねていきよると、有床でもできるんじゃないかというところへつながっていくような気持ちがあるわけでございますが、ここら辺りはどのように考えとってか。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 有床診療所と無床診療所では、医師スタッフ、看護師スタッフ、規模は全然違ってくるというふうに思っております。費用的にもまだまだかかってくるというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 費用がかかるというのは、私も大体わかるわけでございますが、国保の病院と民間の病院で、スタッフをそろえるということには、経費がまず違うと思います。国保の病院では、別途職員を連れて経営するわけだから、民間の場合とは違うと思う。ここら辺りはどのように考えているのか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 国保の病院と民間の病院との違いというか、スタッフのところでございますね、有床にした場合。どちらにしても、豊平の診療所におきましては、町立の診療所でございます。それを公設民営という形で経営改善していただくところで指定管理というものを導入してまいりますので、民間手法を取り入れた経営でお願いしていくというところで、無床診療所になっても同様の考えでおります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） これ以上は通告しておりませんが、どっちにしてもお金はかかるということだろうと思います。次に、大朝会場で介護職員が6次計画のときに増床したときから、ずうっと不足気味になつとるんだろうが、今回増床したときに、どうなるんだろうかということが出ておりましたが、私もこの介護について一般質問をしたことがあります。2025年問題、こ



れは国やいろいろなところが要するに団塊の世代が80歳になるときだろうと思う。私は77歳になると計算しておりますが、6次計画で訪問介護、地域包括ケアシステム、訪問医療、訪問介護するいうて、あのとときに答弁されたですが、これは6次計画のとときに言ってたんだろうか、言ってなかったんだろうか、それから介護職員がそのごろに不足気味じゃいうて、若者はなり手がないうて答弁されておりますが、今度は、私が77になるごろには、介護職員も随分また歳を同じようにとられて辞められると思います。新しい人は入りにくい。ここら辺りの今度は増床されるという計画の中で、介護職員が十分スタッフがそろうんだろうかどうか。ここら辺り聞いてみます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 介護職員の確保ができるかということでございます。介護職員の人材不足につきましては、よくご存じのように町のみならず県、国内においても同様の課題となっております。そのため町では、平成29年度から介護人材確保事業として、北広島町介護職員研修受講費補助金を設けて、介護人材のスキルアップや定着に取り組んでいるところでございます。今回の豊平病院から診療所への転換に伴って、介護施設、グループホーム、小規模多機能ホームの設置を計画しております。そちらに対しての人材につきましては、次期指定管理者のほうで考えておりますので、介護人材についても、次の指定管理者のほうと一緒に考えてまいりますし、併せて、介護人材につきましては、就労を担当する関係課、関係機関とも連携し、人材確保には取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 予定者と一緒になって考えるということではありますが、全国的には介護施設にも空き家があるそうでございます。これは通告しとらんので、私の独り言じゃ思って聞いてもらえばいい。空き家が増えてるそうです。これはやっぱり空き家になる理由というのは、介護職員がおらんけえ空き家になるんです。これを空き家にしたら、国からいただくお金も、ことによって30%から払い戻しをせにゃいけん制度です。介護職員が増床したからといって足らんようなことじゃいけん。同僚議員の質問の中に、外国労働者を育成するというようなこともあったんで、そこらでやってんかのと思っておりますが、注意深く保健課としても見守ってほしいと、これは別に私の思いだから、答えてもらわんでいい。そこで、どうしても私は、有床を求めて初めから最後までいきます。町長は、いつの時点で、無床診療所に気持ちが変わったのかというのは聞かんでも、再々答えてもらったんで聞きませんよ。そこで、次の質問に入ります。指定管理者予定者、まだ決まっちゃおらんので予定者、予定者が無床の診療所にしていく、要するに診療体系の会計と、上の福祉を考えた経営というのは、私が別に考えて質問してみたいと思います。福祉の部分を除いて無床でやるいうて言うてんじゃが、今度の予定者は、下の診療所として利益が上がるかと考えとってんでございませうか、どうだろうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 診療所部分の収支の見込みでございます。診療所部分の収支につきましては、病院からの形態転換でありますとか、指定管理者の交代などによって、事業収入は少なくなることも予測されておまして、31年度におきましては約2400万円程度の赤字は見込んでおられます。しかしその中で、経営努力により赤字部分を減らしていき、将来的には黒字化を目指していきたいと聞いております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

- 1番（濱田芳晴）　ここら辺りで、何ぼ言うても質問は、いい回答は得られんので終わらせても  
らいますが、私の思いぶりを少し言うて、終わらせていただきたいと思ひます。今度の予定者  
は、經營的にはものすごい優れた經營者だろうと、私は思っております。病院はどうか知りま  
せんが、介護施設のほうは、この予定者は、ほとんど中古物件を探して經營をやっておられま  
す。ほとんどの經營主は、国の補助金をもらって、新しいものを建ててから經營に入っておら  
れますが、この方のをずうっと見たら、芸北の小学校の跡、豊平のラブエルの跡、また今回も  
しかり、新しいものを建てて償却資産、途中で私が償却資産、借金です。償却資産を多く持っ  
て經營をするような經營者ではないと、すばらしい經營主だと、私はずうっと思っております。  
必ず上のほうは成功されると、それだが、ここで、それぐらいな償却資産をようけ増やさん經  
營をされるんだから、すばらしい經營主であるんなら、なぜ3者の公募のところ、有床の診  
療所の計画書も出してきてなかったのかと思つて、私はおるんです。出してきてんならよ  
かったのうと思つてる。今もつて、私は最後まで有床を求めていきたい。それから、この先生  
にも、これは私の独り言でございますが、最後の19日に無床にするいうて、町長がはっきり  
言うて議案を提出されとるんで、これは議員のそれぞれの判断に委ねるといふことございま  
しょう。それであつても、私は19床の診療所というのをずうっと夢見ていきます。もしもの  
結果が起こつたときには、この優秀な經營主でございますので、19床の經營計画を立ててい  
ただきたい。こういうかすかな私の願ひを持って、これは、先生に独り言を私が言うんでござ  
いますので、ここの執行部じゃお答えになるといふところはできんと思ひますので、私のかす  
かな願ひを聞いていただいて、また伝える機会が何かのことであつたときには伝えていただい  
て、何とか19床の有床診療所が残るようになりたい思ひで一般質問しておりますので、これ  
以上のことを言うてもいけませんので、終わらせていただきます。ありがとうございます。
- 議長（伊藤久幸）　これで、濱田議員の質問を終わります。本日の日程は、全部終了いたしました。これで散会いたします。次の本會議は19日、審議、採決となっておりますので、よろしく  
願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後　2時　30分　散　会

~~~~~ ○ ~~~~~